

福祉共済部会員 各位

神 奈 川 県 歯 科 医 師 会 会 長

神奈川県歯科医師会福祉共済部会部会長

高 橋 紀 樹

平成 25 年 4 月から施行する本会福祉共済制度について

日頃より、本部会に格別なるご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本会福祉共済部会では、本会が一般社団法人へ移行する平成 25 年 4 月に合わせて、改正保険業法及び公益法人改革関連三法に対応した新しい福祉共済制度設計の検討を行ってまいりました。

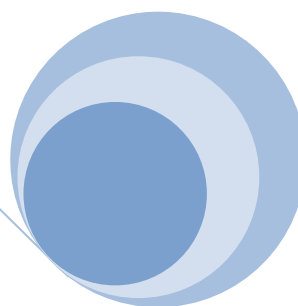
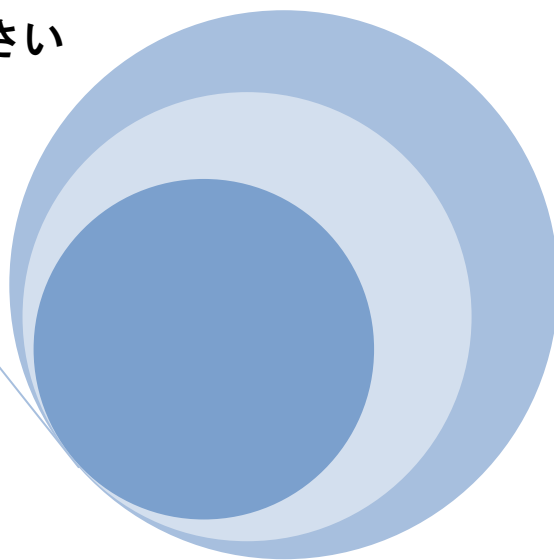
その結果、部会員を加入から 77 歳以下を「第 1 共済」とし、78 歳以上終身までを「第 2 共済」とし、保険会社の保険の加入と自家給付の併用で運営することといたしました。

この 2 つの共済制度は、既に金融庁や財務局、神奈川県の了承を得て、それぞれの規約、細則を作成し、本年 9 月 27 日（木）に開催した定時代議員会・総会で決議を得たところであります。

つきましては、ここにその内容をご説明いたしますので、部会員におかれましては、ご一読のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改訂した一般社団法人神奈川県歯科医師会福祉共済部会第 1・2 共済規約及び細則については本会ホームページ（会員の広場）に掲載いたしましたのでご覧ください。

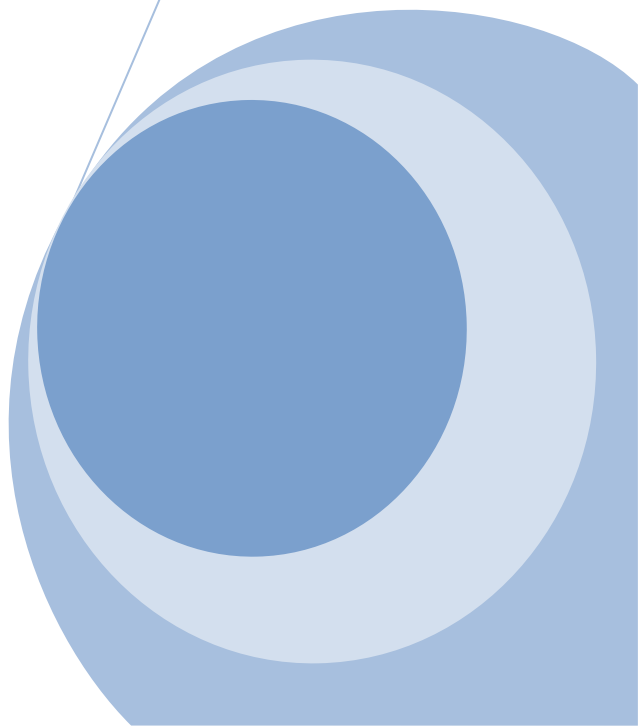
重要事項により必ずお読み下さい



一般社団法人神奈川県歯科医師会 新福祉共済制度のご案内

平成 25 年 4 月より改正保険業法及び公益法人改革関連
三法に対応した新しい福祉共済制度へ移行いたします

平成 24 年 11 月



新福祉共済制度の詳細について

1. 新しい福祉共済制度の設計

平成 18 年に施行された改正保険業法により本会のような社団法人が運営する福祉共済事業は保険業法の適用を受けることとなりました。

この保険業法の改正の趣旨は、共済を名乗り不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行い、被害をもたらしたいいわゆる適正を欠く共済に対する規制であります。

また、平成 20 年に施行された公益法人改革関連三法により、平成 25 年 4 月より本会は一般社団法人に移行（予定）しますが、この新法人への移行登記後に保険業法の規制の対象となり、現行の福祉共済は運営できなくなります。

本会の福祉共済制度は、全員加入を原則として加入会員 3,793 名、加入率 98.2%（平成 24 年 9 月現在）と極めて高い加入率を誇り、しかも相互扶助の精神の下で非営利事業活動として過去 50 年弱にわたり健全に運営してきました。

本会は公益団体としての使命を果たし、会員が県民の歯科保健・医療、福祉（介護）の充実のため様々な貢献ができるための支えとしてきた福祉共済制度の果たす意義は非常に大きいものであると考えています。

このような観点から、新しい福祉共済制度は、現行の給付制度を踏襲し、部会員に不利益とならないよう設計いたしました。

なお、この新しい福祉共済制度は、既に金融庁、財務局、神奈川県の下承を得ております。

(1) 現行制度を 2 つの共済制度に区分

1) 第 1 共済の制度設計

- ・本会に入会から 77 歳以下の部会員を対象とします。
（ただし、保険会社の告知事項（2 ページ参照）により、保険加入できない部会員は第 2 共済の対象とします。）
- ・給付金額の大きい死亡共済金、高度障害共済金（給付金額 600 万円）を現行と同様に保険会社の「総合福祉団体定期保険」に加入します。
- ・給付額の大きい入院共済金を保険会社の「団体医療保険」に加入します。
*死亡・高度障害・入院共済金は保険に加入することにより、保険業法の規制を受けることはありません。
- ・見舞金、祝金は、給付金額を年額 10 万円以内とし、自家給付で運営します。
※年額 10 万円以下の根拠……一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なもの（10 万円以下）は保険業には含まれない。【金融庁少額短期保険業者向けの監督指針より】

2) 第2共済の制度設計（1,000人以下の共済）

- ・78歳以上の部会員を対象とします。
（ただし、77歳以下で保険会社の告知事項（下記参照）により、保険加入できない部会員も第2共済の対象とします。）
 - ・全ての共済金、見舞金、祝金、高齢者一部前払金を自家給付で運営します。
（ただし、死亡・高度障害・入院共済金について80歳6ヵ月までは保険加入とします。）
- ※第2共済は、部会員数を1000人以下とし、保険業法の適用除外となります。
（保険業法施行令第1条の4）

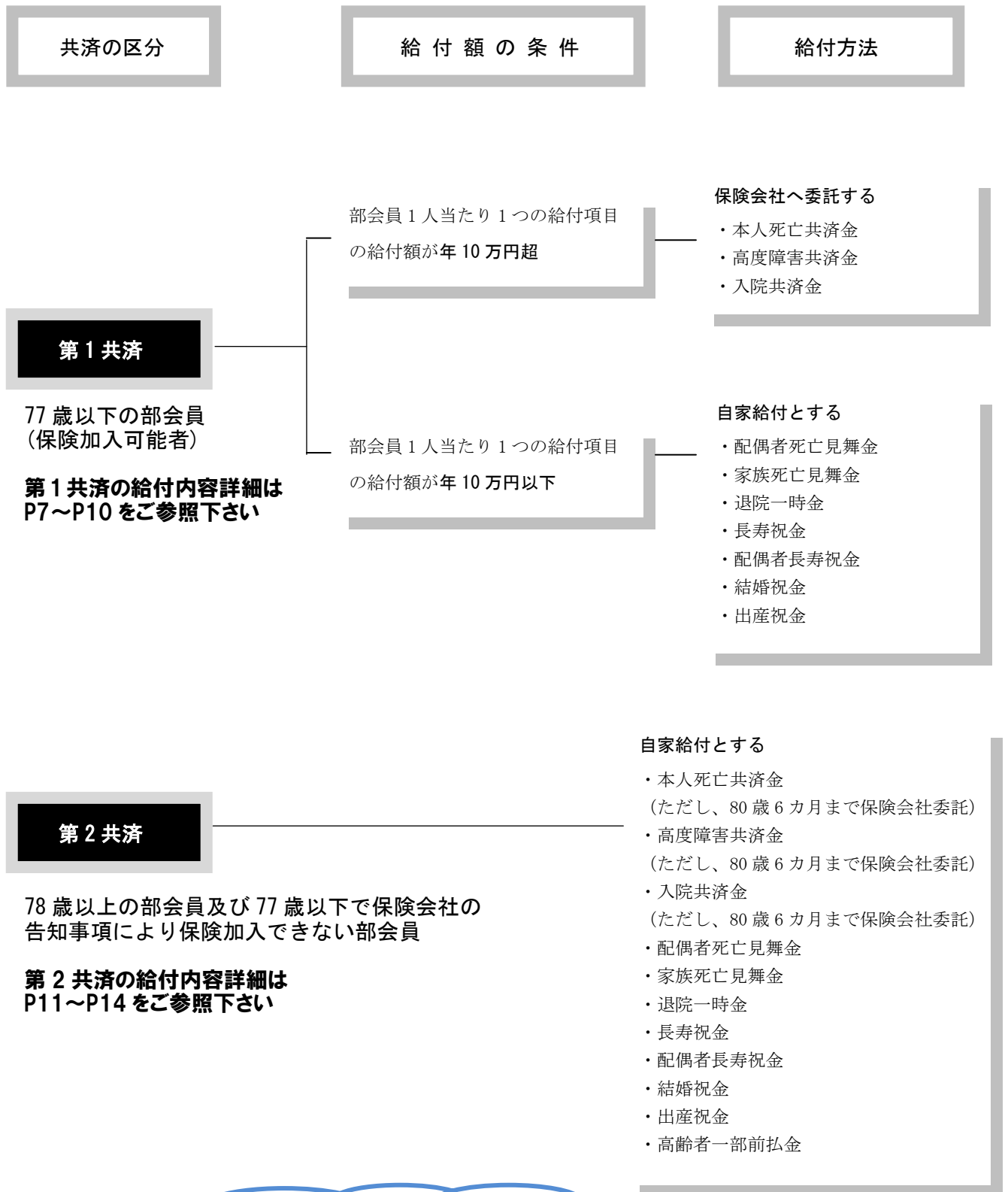
* 告知事項とは……

- ・同意日現在で、健康上の理由により休職をしていない。
- ・同意日より起算して過去1年以内に病気や傷害により2週間以上の欠勤または休業をしたことがない。

(2) 新しい福祉共済制度の施行日

新しい福祉共済制度は、本会が一般社団法人へ移行予定の平成25年4月1日に合わせて施行いたします

(3) 第1共済、第2共済制度の骨格



* 第1共済部会員は満78歳の誕生日をもって
第2共済へ移行いたします。

(4) 給付項目と給付金額

・負担金・・・年間120,000円

・給付内容

給付制度の種類	第1共済 《保険転嫁・少額共済》	第2共済 《少人数共済》
対象者	77歳以下の部会員 (保険加入可能者)	78歳以上の部会員及び77歳以下で保険会社 告知事項により保険加入できない部会員
本人死亡共済金	600万円	300万円(80歳7ヵ月以上) 600万円(80歳6ヵ月以下)
高度障害共済金	600万円	300万円(80歳7ヵ月以上) 600万円(80歳6ヵ月以下)
配偶者死亡見舞金	10万円	10万円
家族死亡見舞金	同居の家族 2万円	同居の家族 2万円
長寿祝金(60歳)	60歳 10万円	60歳 10万円
長寿祝金(70歳)	70歳 10万円	70歳 10万円
長寿祝金(80歳)		80歳 10万円
長寿祝金(90歳)		90歳 10万円
長寿祝金(100歳)		100歳 10万円
配偶者長寿祝金	70歳 5万円	70歳 5万円
結婚祝金	10万円	10万円
出産祝金(本人・配偶者)	1出産につき 10万円	1出産につき 10万円
入院共済金	1日 1万円(1,000日間限度)	1日 1万円(1,000日間限度)
退院一時金	10万円(20日以上入院後の退院時)	10万円(20日以上入院後の退院時)
高齢者一部前払制度		81歳以上の希望者 100万円(生涯1回限り)
火災・災害見舞金	年間 10万円限度	年間 10万円限度

(5) 現行制度との主な変更点

1) 制度関係

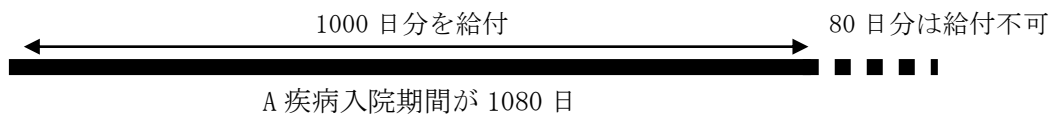
- ・ 現行の配偶者共済負担金（年間 1 万円）を廃止します。
- ・ 福祉共済負担金の免除年齢を 75 歳から 80 歳に上げます。（既に免除されている部会員は除く）
- ・ 高齢者一部前払金は申請年齢を 81 歳からとし第 2 共済で運営します。

2) 給付額等

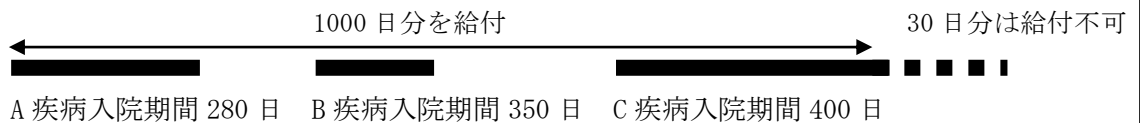
- ・ 入院共済金を部会員を被保険者とする「団体医療保険」に加入し現行制度と同様に 1 日 1 万円の給付とします。

① 疾病(病気等)による入院は、1 入院または複数の入院を通算して入院 1 日目より 1000 日間を限度とします。(1 入院とは一定期間内の同じ疾病での入院)

例 1 1 入院で、入院期間が 1080 日の場合



例 2 複数疾病で入院した場合



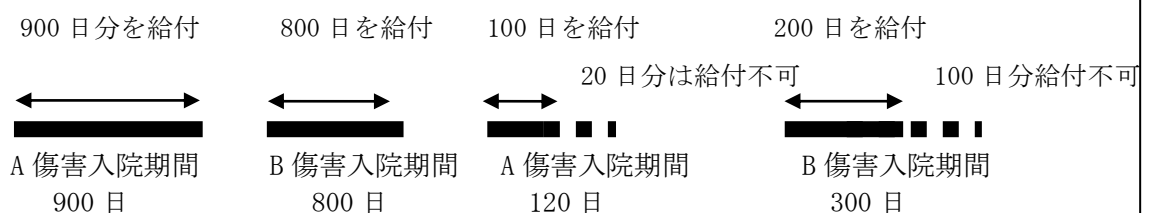
複数疾病での入院の場合は、通算して 1000 日までの給付

② 傷害(けが、事故)による入院は、1 入院につき入院 1 日目より 1000 日間を限度とします。

例 1 傷害による 1 入院で入退院を繰り返し入院日数が 2980 日の場合



例 2 複数の傷害で入退院を繰り返し入院日数が A 傷害で通算 1020 日、B 傷害で通算 1100 日の場合



- ・配偶者死亡共済金（300万円）は配偶者死亡見舞金と改称し、10万円を給付します。
（年1回を限度）
- ・退院一時金を新設し、10万円を給付します。（年1回を限度）
入院日数が連続して20日を超え、医療機関から退院したときに給付します。これにより、現行の自宅療養共済金（月額2万円、3万円、5万円）は廃止します。
- ・長寿祝金は、現行の本人長寿祝金（70歳）の対象年齢を拡大し、60歳、70歳、80歳、90歳、100歳で給付します。これにより、現行の傘寿祝金（100万円）は廃止します。
- ・出産祝金は、現行の本人出産祝金（1子）、家族出産祝金（1子）を統合し、1出産につき10万円を給付します。
- ・火災・災害共済金は、火災・災害見舞金に改称し、現行の大規模な災害50万円、中程度の災害25万円、小規模な災害10万円、微細な災害5万円をそれぞれ10万円、5万円、3万円とし、微細な災害を小規模な災害に統合します。
- ・家族死亡共済金は家族死亡見舞金と改称します。

2. その他

(1) 第1共済、第2共済の規約、細則

第1共済、第2共済の規約、細則は定款や他の規則に併せて、平成25年4月に一般社団法人神奈川県歯科医師会定款並びに諸規則集として、各会員にお配りする予定でありますが、それまでの間は、本会ホームページ（会員の広場）に掲載いたしますのでご覧ください。

(2) 現行制度の請求期限

平成25年4月より新しい制度の施行となることから、現制度（平成25年3月31日まで）での共済金等の支払い期日が規制されることとなります。これにより請求に対する支払い期限にも制限がかかることとなりますが、決まり次第、追ってご連絡いたします。

福祉共済部会第1共済 給付別詳細

対象となる部会員は・・・

満 77 歳以下で保険会社の告知事項に該当せず「総合福祉団体定期保険」及び「団体医療保険」に加入できる部会員

§ 死亡及び高度障害共済金の詳細

◎部会員が死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・600 万円

◎部会員が高度障害状態に該当したとき・・・・・・・・・・600 万円

高度障害状態とは

公的年金、身体障害者福祉法、労働者災害補償保険法により障害者一級を認定された場合
ただし申請される場合は歯科医師免許の返納が必要となります。

共済金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡共済金を支払います。
- ②保険契約者の故意
- ③死亡共済金受取人または高度障害共済金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡共済金または高度障害共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡共済金受取人または高度障害共済金受取人に支払います。
- ④戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金、高度障害共済金を支払い、または死亡保険金を削減して支払います。

他 NKSJ ひまわり生命「総合福祉団体定期保険」約款による

契約締結日	平成 25 年 4 月 1 日
保険期間	契約締結日より 1 年間 以降毎年更新
委託保険会社	NKSJ ひまわり生命保険株式会社
契約者	一般社団法人 神奈川県歯科医師会
被保険者の範囲	77 歳以下の部会員

§ 入院共済金の詳細

◎部会員が入院したとき……………1日1万円

▲疾病による入院 ⇨ 1入院または複数の入院を通算して入院1日目より1,000日間を限度として給付

▼傷害（ケガ・事故）による入院 ⇨ 1入院につき入院1日目より1,000日間を限度として給付

1入院の詳細は5ページの例をご覧ください

共済金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由。
- ④③以外の放射線照射または放射能汚染。
- ⑤自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ⑥無資格運転、酒気帯び運転。
- ⑦妊娠または出産。ただし、異常分娩を除きます。
- ⑧頸部症候群、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの。
- ⑨麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用。
- ⑩アルコール依存および薬物依存等の精神障害。
- ⑪ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む。）、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等、これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故。
- ⑫自動車等の競技または競技等に準ずる方法・態様により生じた事故。

他 株式会社損害保険ジャパン「団体医療保険」約款による

契約締結日	平成25年4月1日
保険期間	契約締結日より1年間 以降毎年更新
委託保険会社	株式会社 損害保険ジャパン
契約者	一般社団法人 神奈川県歯科医師会
被保険者の範囲	77歳以下の部会員

§ 配偶者死亡見舞金及び家族死亡見舞金の詳細

◎部会員の配偶者が死亡したとき……………10万円

▲ただし配偶者が本部会員の場合は対象外とする

◎部会員の家族(同居)が死亡したとき…………… 2万円

▲ただし配偶者が死亡した場合は家族死亡見舞金の対象外とする

§ 長寿(本人)祝金及び配偶者長寿祝金の詳細

◎部会員が60歳に達したとき……………10万円

◎部会員が70歳に達したとき……………10万円

◎部会員の配偶者が70歳に達したとき…………… 5万円

▲ただし配偶者が部会員の場合は対象外とする

§ 結婚祝金及び出産祝金の詳細

◎部会員が結婚したとき……………10万円

◎部会員及び配偶者が出産したとき……………10万円

§ 退院一時金の詳細

◎部会員が連続20日以上入院し退院したとき……………10万円

▲ただし年度1回を限度とする

§ 火災・災害見舞金の詳細

◎部会員の診療所・自宅(登録のある)が火災・災害に遭われたとき

- ……………大規模な災害 10万円
- ……………中規模な災害 5万円
- ……………小規模な災害 3万円

▲ただし年度10万円を限度とする

福祉共済部会第 2 共済 給付別詳細

対象となる部会員は・・・

満 78 歳以上の部会員（ただし、77 歳以下で保険会社の告知事項により「総合福祉
団体定期保険」及び「団体医療保険」に加入できない部会員を含みます）

§ 死亡及び高度障害共済金の詳細

◎部会員が死亡したとき……………600 万円(80 歳 6 ヶ月以下)
300 万円(80 歳 7 ヶ月以上)

◎部会員が高度障害状態に該当したとき……600 万円(80 歳 6 ヶ月以下)
300 万円(80 歳 7 ヶ月以上)

高度障害状態とは

公的年金、身体障害者福祉法、労働者災害補償保険法により障害者一級を認定された場合
ただし申請される場合は歯科医師免許の返納が必要となります。

共済金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡共済金を支払います。
- ②保険契約者の故意
- ③死亡共済金受取人または高度障害共済金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡共済金または高度障害共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡共済金受取人または高度障害共済金受取人に支払います。
- ④戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金、高度障害共済金を支払い、または死亡保険金を削減して支払います。

他 NKSJ ひまわり生命「総合福祉団体定期保険」約款に準じる

契約締結日	平成 25 年 4 月 1 日
保険期間	契約締結日より 1 年間 以降毎年更新
委託保険会社	N K S J ひまわり生命保険株式会社
契約者	一般社団法人 神奈川県歯科医師会
被保険者の範囲	80 歳 6 ヶ月以下の部会員

§ 入院共済金の詳細

◎部会員が入院したとき……………1日1万円

▲疾病による入院 ⇨ 1入院または複数の入院を通算して入院1日目より1,000日間を限度として給付

▼傷害（ケガ・事故）による入院 ⇨ 1入院につき入院1日目より1,000日間を限度として給付

1入院の詳細は5ページの例をご覧ください

共済金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由。
- ④③以外の放射線照射または放射能汚染。
- ⑤自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ⑥無資格運転、酒気帯び運転。
- ⑦妊娠または出産。ただし、異常分娩を除きます。
- ⑧頸部症候群、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの。
- ⑨麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用。
- ⑩アルコール依存および薬物依存等の精神障害。
- ⑪ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む。）、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等、これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故。
- ⑫自動車等の競技または競技等に準ずる方法・態様により生じた事故。

他 株式会社損害保険ジャパン「団体医療保険」約款に準じる

契約締結日	平成25年4月1日
保険期間	契約締結日より1年間 以降毎年更新
委託保険会社	株式会社 損害保険ジャパン
契約者	一般社団法人 神奈川県歯科医師会
被保険者の範囲	80歳6ヵ月以下の部会員

§ 配偶者死亡見舞金及び家族死亡見舞金の詳細

◎部会員の配偶者が死亡したとき……………10万円

▲ただし配偶者が本部会員の場合は対象外とする

◎部会員の家族(同居)が死亡したとき…………… 2万円

▲ただし配偶者が死亡した場合は家族死亡見舞金の対象外とする

§ 長寿(本人)祝金及び配偶者長寿祝金の詳細

◎部会員が60歳に達したとき……………10万円

◎部会員が70歳に達したとき……………10万円

◎部会員が80歳に達したとき……………10万円

◎部会員が90歳に達したとき……………10万円

◎部会員が100歳に達したとき……………10万円

◎部会員の配偶者が70歳に達したとき…………… 5万円

▲ただし配偶者が部会員の場合は対象外とする

§ 結婚祝金及び出産祝金の詳細

◎部会員が結婚したとき……………10万円

◎部会員及び配偶者が出産したとき……………10万円

§ 退院一時金の詳細

◎部会員が連続20日以上入院し退院したとき……………10万円

▲ただし年度1回を限度とする

§ 火災・災害見舞金の詳細

◎部会員の診療所・自宅(登録のある)が火災・災害に遭われたとき

- ……………大規模な災害 10 万円
- ……………中規模な災害 5 万円
- ……………小規模な災害 3 万円

▲ただし年度10万円を限度とする

§ 高齢者一部前払金の詳細

◎部会員が81歳に達したとき……………100万円

申請により死亡共済金より100万円を前払いいたします。

《申請要件》

- (1) 満81歳に達した部会員であること。
- (2) 会費や負担金の未納がないこと。
- (3) 本人死亡共済金受給者第1位の方の保証が必要となります。
- (4) 本会を退会した場合、また、部会員としての資格を失った場合は、給付した前払い金を速やかに返還していただくこととなります。

* 死亡共済金受給権者第1位を変更する場合、本制度の保証人も変更することとなります。

お問合せ先

神奈川県歯科医師会福祉共済部会 TEL 045-681-2172
担当 星野、花木、川井